

「東京都市計画公園十三号地公園整備方針」
パブリックコメントに寄せられた意見と見解・対応

1 意見募集の概要

- ・ 募集期間 : 令和6年9月5日～10月4日
- ・ 募集方法 : 東京都公式ホームページ及び東京都都市整備局ホームページにより、意見を募集
 都民からの意見は、都市整備局宛てにメール・郵便で提出
- ・ 寄せられた意見の総数 : 8件（2者、うち個人1者、法人1者）

2 意見の概要と見解・対応

No.	ご意見	都の考え方
① 基本方針について		
1	（災害時の機能発揮について） 「災害時に十分に機能を発揮できるように」とありますが、どのような災害時にどのような機能を発揮することを求めているのかが書かれていません。災害時にも機能するよう整備することが重要です。特に特許事業を想定しているスポーツゾーンの整備にあたり、災害時における機能確保を民間事業者に向けていくことができるよう、整備方針の中で明示すべきと考えます。	貴重なご意見をありがとうございます。文言がわかりやすくなるよう「東京都市計画十三号地公園全体として、災害時に十分に機能を発揮できるように」を「東京都市計画十三号地公園全体として、災害時に地域防災計画等で求められる機能を十分に発揮できるように」と修文させていただきます。詳細は今後の特許事業制度活用等に当たっての参考とさせていただきます。
② 整備の基本的方向について		
2	（クルーズ客船利用者の大型バス等による円滑な移動に貢献する施設について） 公園においては歩行者の快適かつ安全な移動を確保することは重要ですが、特段の事情がない限り「大型バス等による円滑な移動」に貢献する必要はないと考えますので、この一文は削除すべきと考えます。	貴重なご意見をありがとうございます。「東京都都市計画公園等整備事業における 都市計画法第59条第4項の整備基準」においても、「事業区域内に設置する公園施設は、事業区域外にある公園施設等との一体的な利用や歩行者の移動に配慮し、障害等の有無に関わらず、誰もが容易に移動及び利用することができるよう動線を確保しなければならない」するよう定めております。頂いたご意見は今後の特許事業制度活用等に当たっての参考とさせていただきます。

3	（動線計画について） 特許事業を想定している区域には、駅からの円滑なアクセスに配慮した歩行者出入口を計画するとともに、その出入口から、都立潮風公園や都立東八潮緑道公園に計画された歩行者動線に連続する歩行者動線を計画すべきと考えます。	貴重なご意見をありがとうございます。今回の案は、既存の都立公園等の動線を念頭に、民間事業者の公園施設区域については、周辺との十分な動線確保を行うことをお示したものです。頂いたご意見は今後の特許事業制度活用等にあたっての参考とさせていただきます。
4	（景観形成について） 十三号地公園に挟まれた街区の利用にあたってシンボルプロムナードの軸線に配慮した利用が行われることを期待し、十三号地公園においても配慮することは望ましい。シンボルプロムナードは景観軸になっていると考えますが、十三号地公園とは接していません。そのため、「保全」するのではなく、「シンボルプロムナード（等）の景観軸に配慮して整備する。」と修正すべきと考えます。	貴重なご意見ありがとうございます。シンボルプロムナードに限らず景観軸を守るという趣旨を強調するため「保全」のままとさせていただきます。
③ 地区ごとの整備方針について		
5	（ゾーニング計画について） 臨海副都心青海地区地区計画では、十三号地（潮風）公園を含む青海地区の地区計画の目標として「にぎわいと集客力のある交流エリアとして、業務・商業機能を中心とした『観光・交流を中心としたまち』の形成を図る」と記載されている。また、東京ベイeSGまちづくり戦略2022でも、臨海副都心（台場・青海・有明）を「世界から人と投資を呼び込むスポーツ、エンターテインメント、エキシビション、ホテル機能などの融合した交流拠点形成」されると位置付けられている。上位計画を踏まえると、十三号地公園においても多様な観光・交流拠点の整備を誘導すべきであり、スポーツに限らず「⑥スポーツやエンターテインメント、宿泊施設等を中心に多様な目的で都民が集うことができる観光・交流拠点を形成する『スポーツ・エンターテインメントゾーン』」として、上位計画に則して様々な観光・交流拠点が形成できる整備方針にしていきたい。	貴重なご意見をありがとうございます。本整備方針は「臨海副都心青海地区地区計画」にも整合したものです。頂いたご意見は今後の特許事業制度活用等にあたっての参考とさせていただきます。

6	(土地利用計画について) 〔土地利用計画〕では、「海辺の眺望を活かした散策路を主体とする区域」となっているものの、土地利用計画図では「散策路」ではなく「散策を主体とする区域」となっています。また、都市公園法では、広場は園路及び広場、駐車場は便益施設とそれぞれ異なる公園施設に分類され、その機能も利用形態も異なりますので、異なる土地利用に区分することが妥当であると考えます。	語句統一に対するご指摘ありがとうございます。ご指摘をふまえて「海辺の眺望を活かした散策路を主体とする区域」で統一いたします。 本方針は整備の方向性を示したものであり、詳細な整備内容に関するご意見は今後の特許事業制度活用等に当たっての参考とさせていただきます。
7	(「5 地区ごとの整備方針」全般について) 現況を活かし、これらと調和を図るとともに、特許事業により一体の公園として機能や魅力が高まるよう整備方針を定めるべきと考えます。	貴重なご意見をありがとうございます。「東京都都市計画公園等整備事業における 都市計画法第59条第4項の整備基準」においても、「隣接する公園管理者等と連携し、利活用を図るなど、都市計画公園・緑地全域で相乗効果が発揮できるように整備」するよう定めております。頂いたご意見は今後の特許事業制度活用等に当たっての参考とさせていただきます。
8	(「5 地区ごとの整備方針」全般について) ゾーンの境界線は幅を持たせるべきであり、動線の線形はシンプルにすべきと考えます。また動線計画に記載のあるように、南北に一体的につながる歩行者動線と、ゆりかもめの各駅と東京国際クルーズターミナルからのアクセスを確保する東西方向の歩行者動線だけを整備方針に位置付けるべきと考えます。	貴重なご意見をありがとうございます。今回の案は、既存の都立公園等の動線を念頭に、民間事業者の公園施設区域については、周辺との十分な動線確保を行うこととお示ししたものです。頂いたご意見は今後の特許事業制度活用等に当たっての参考とさせていただきます。